

議案第 33 号

湯梨浜町税条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町税条例の一部を改正する条例

湯梨浜町税条例（平成16年湯梨浜町条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の納期)</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>(固定資産税の納期)</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>5月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第4期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>3 固定資産税額（次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額と</p>	<p>(個人の町民税の納期)</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第6期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第7期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>(固定資産税の納期)</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第6期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第7期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>3 固定資産税額（次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額と</p>

の合算額とする。)が4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 略

の合算額とする。)が8,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の湯梨浜町税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の個人の町民税及び固定資産税について適用し、令和6年度分までの個人の町民税及び固定資産税については、なお従前の例による。

